

神石高原町地域医療体制検討支援業務委託実施要項

1 趣旨・目的

本町においては、高齢化の進行などにより医療需要の増加が見込まれ、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図り、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保していくことが今後ますます重要となる。令和 5 年度に開催した「神石高原町立病院協議会」（以下「委員会」という。）においても、様々な課題について指摘されたところである。

本業務は、本町内の医療機関等の現況調査及び住民から意見聴取を行い、課題を整理するとともに、医療体制の在り方や連携方策等、複数の解決策を検討することで、医療の効率や質を向上させることを目的とする。

2 業務委託名

神石高原町地域医療体制検討支援業務委託

3 業務内容

別紙「神石高原町地域医療体制検討支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

5 予算上限額

3,790 千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

6 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

7 支払い方法

履行確認後一括払い

8 参加資格

次の要件のすべてを満たしている者であること。

- (1) 地方自治施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 神石高原町契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (4) 神石高原町から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 平成 30 年 4 月 1 日以降に、日本国内において、公立又は公的病院の経営に係るコンサルティング業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。
- (6) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者が雇用されていること。また、医業経営コンサルタントの有資格者を統括責任者又は主任担当者として本業務に配置できること。

9 スケジュール（予定）

※事前審査については、提案者が 4 事業者を超える場合のみ実施る。

内容	日時
公募開始（ホームページ）	令和 6 年 5 月 10 日（金）
質問受付期限	令和 6 年 5 月 17 日（金） 17 時
質問回答期限	令和 6 年 5 月 21 日（火）
参加申出書提出期限	令和 6 年 5 月 28 日（火） 17 時
参加資格確認結果通知 選定委員会日程通知	令和 6 年 6 月 4 日（火）
企画提案書提出期限	令和 6 年 6 月 17 日（月） 17 時
事前審査	令和 6 年 6 月 17 日（月）
事前審査通知	令和 6 年 6 月 18 日（火）
審査委員会	令和 6 年 6 月 25 日（火）
審査結果通知発送	令和 6 年 6 月 28 日（金）

10 説明会について

説明会は実施しない。質疑がある場合は、「11 質問について」によること。

11 質問について

質疑については、様式 5「質問票」の提出によるものとする。

- (1) 受付方法 メールまたはファックス
- (2) 受付先 「18 提出先・問い合わせ先」参照
- (3) 提出期限 令和 6 年 5 月 17 日（金）17 時必着
- (4) 回答方法 本案件の公募を掲載している神石高原町ホームページ上に令和 6 年 5 月 17 日（金）までに公表する。

なお、内容に応じ、回答内容をもって本要項及び仕様書の修正とみなすこととする。

12 参加申し出について

本プロポーザルへの企画提案に参加を希望する場合は、様式 1「参加申出書」に必要事項を記入の上、「18 提出・問い合わせ先」に令和 6 年 5 月 28 日（火）17 時までに必着で郵送にて提出すること。期限までに提出がない場合は、その後の企画提案に参加することはできない。

なお、提出前に、必ず「18 提出・問い合わせ先」に記載している担当者へ電話連絡を行うこと。

参加資格確認後、「参加申出書」に記載のメールアドレスに参加可否をメールにて通知する。

13 企画提案書等の作成及び提出について

- (1) 企画提案書等については本説明書及び仕様書に基づいて以下のとおり作成し、提出すること。

様式	書類名	提出部数
様式 2	会社概要	正本：1 部 副本：6 部
様式 3	同種業務実績	
様式 4	業務の実施体制及びスケジュール	
任意様式	企画提案書	
任意様式	見積書	

(2) 様式 3 について

概ね過去 3 年以内の同種同様業務の実績について 3 業務以内で記載し、地方自治体で実績がある場合は優先して記載すること。複数業務がある場合は 1 件 1 ページで作成すること。

(3) 様式 4 について

業務を遂行する総括責任者及び主たる担当者を指定し、本業務に係るスケジュールを仕様書に沿って具体的に記載すること。

(4) 企画提案書について

本業務の趣旨・目的や背景、仕様書の内容等を踏まえ、次の項目について記載すること。

なお、正本、副本ともに A4 判とし、ページ数に制限は設けないが 20 分以内で、説明できる内容とし、ページ番号入りで作成すること。

ア 基本実施方針

本業務の趣旨・目的や内容を踏まえた業務の実施方針を示すこと

イ 効果的なヒアリング調査内容

ヒアリング対象や項目、体制、方法等について、効果的に調査結果を得るための工夫やポイント等を提示すること

ウ 現状調査や各種統計データ等を踏まえた現状分析

神石高原町が別途作成した「神石高原町立病院経営強化プラン」及び厚生労働省等の各種統計データ等を踏まえた現状分析の内容や手法等を提示すること

エ 課題の抽出、整理

現状分析を踏まえた課題の抽出や整理、課題解決に向けた施策に関する提出方法や内容を提示すること

オ 入院医療費と在宅医療費（介護サービス含む）の比較

現状分析結果等を踏まえた入院医療と在宅医療（介護サービス含む）の自己負担額及び公費負担額を比較するための方法や提示方法を示すこと

カ 在宅医療の将来推計

現状分析や課題抽出結果等を踏まえた在宅医療の需要量や必要資源量の将来推計の算定方法及び提示方法を示すこと

キ スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールで示すこと

ク 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等、情

報漏えいの防止対策を示すこと

ケ 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと

コ その他提案

仕様書に記載する事項以外で、より効率的、効果的な実施方法や体制等についての提案があれば示すこと

サ 実績

類似の業務について実績を示すこと

(5) 見積書について

本業務に係る見積金額及び算定の内訳について、A4判（できるだけ1ページで）で可能な限り明細（人件費、諸経費等の積算内訳など）を記載すること。

見積書には、業務内容にかかるすべての費用を見積金額（税抜き）で積算すること。なお、契約金額は受託候補者決定後に具体的な内容を確定して決定する（受託候補者には再度見積を依頼する）。

※見積金額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額が「5 予算上限額」を超える場合は失格となる。

(6) 提出について

企画提案書等の提出方法等は次のとおりとする。なお、提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合、本案件の参加資格は失効とする。

ア 提出期限

令和6年6月17日（月）17時必着 ※期限以降の受付は一切しない。

イ 提出部数

様式2～4、企画提案書、見積書一式 各7部（※）

※1部正本（社名、代表者押印）、6部副本（押印不要、コピー可）

※副本については、社名、所在地など、企画提案者名が特定できる情報は削除するかマスキングして隠すこと。

ウ 提出方法

「18 提出・問い合わせ先」に郵送すること。郵送方法は書留郵便に限る。

エ 留意事項

- ・企画提案書等の提出は、各社1つに限る。
- ・企画提案書の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。
- ・提出前に、必ず「18 提出・問い合わせ先」に記載している担当者へ電話連絡を行うこと。

1.4 参加辞退について

参加申し出後に参加を辞退する場合は、「18 提出先・問い合わせ先」に速やかに連絡するとともに、様式6「参加辞退届出」を作成し、郵送すること。郵送方法は書留郵便に限る。

なお、辞退によって、今後の指名除外等の不利益な扱いをするものではない。

1.5 受託候補者の選定について

(1) プレゼンテーションの開催

各企画提案書等の企画提案者に対し、次の要領でプレゼンテーションを行う。企画提案書等及びプレゼンテーションについては、神石高原町職員等で構成するプロポーザル方式審査

委員会（以下「委員会」という。）において、公平かつ客観的に審査を行う。

ア 日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分から

イ 会場 神石高原町役場1階 大集会室

ウ 出席人数 各企画提案者3名以内とする

エ 時間 各企画提案者の説明時間は20分以内とし、その後、質疑応答10分以内（計30分程度）

オ 留意事項

- ・提出した企画提案書等一式のみに基づき説明することとし、追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションは匿名で実施するため、社名や所在地など、企画提案者名が特定される発言はしないこと。
- ・プレゼンテーションの内容について、必要に応じ、委員会から質疑応答を行う。

（2）選定方法及び審査基準

ア 事前審査

- ・参加者が4社以上の場合は、選定委員が企画提案書等の提出書類について、評価基準による事前審査を行い、上位3社を選定する。事前審査の結果、落選した者には、電子メールで通知する。

イ 評価項目

- ・以下の項目について、委員会の委員が企画提案内容の評価、採点し、最高合計点数を獲得した企画提案者を受託候補者として選定し、次に合計得点が高い企画提案者を次点受託候補者として選定する。

なお、合計得点において同点が生じた場合は、同点の提案者のうち評価項目「データ収集・分析能力」の評価点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。

- ・また、提案者が1者のみの場合は、評価点の合計点数が6割を超えていることを選定の基準とする。

評価基準

評価項目	評価内容	配点
委託業務の趣旨・目的の理解	現在の社会情勢と神石高原町が置かれている状況とを踏まえ、業務の趣旨・目的を理解した内容となっているか	10
ヒアリング調査の実施・方法	企画提案者の技術力及び独自性を活かした提案がなされているか。 ・ヒアリング調査対象の選定方法や調査内容、体制、方法についての提案 ・その他ヒアリング調査全般に係る提案	10
ヒアリング調査結果の集計	ヒアリング調査結果の情報の整理や集計についての提案がなされているか ・グラフ化などの工夫に関する提案 ・クロス集計などローデータの活用に関する提案	10
データ収集・分析能力	現状調査や各種統計データ等の収集能力及び収集したデータ等の分析能力を有しているか また、得られた結果に基づき、課題抽出や解決に関する提案方法等について根拠のある資料（入院医療費と在宅医療費の比較、将来推計を含む）を作成することができるか	25

実現性	提案内容を確実に実現するための手法やスケジュール感、情報管理体制について、十分に説得力があるか	10
事業遂行体制及び能力	業務委託を実施できる十分な受託体制があるかまた、業務に係る知見・専門的知識を有しているか	10
独自性のある提案	本業務の目的に沿っており、神石高原町にとって有益な新たな視点での独自提案がなされているか	15
業績実績	自治体等と類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか	5
事業費の積算	事業費の積算 積算根拠が合理的な内容であるか。費用は妥当であるか	5
合計		100

(3) 結果の通知

審査の結果は、プレゼンテーション提案企画者に対し、書面（様式7）で通知する。通知内容は、採用可否、選定事業者の名称と得点、通知先の参加者の得点とする。

(4) 審査結果の公表等

受託候補者の商号・名称、企画提案者数、各企画提案者の評価結果について、結果通知後、速やかに神石高原町ホームページ上に公表する。ただし、受託候補者以外の提案者の名称は非公開とする。

1.6 契約に関する事項

(1) 契約方法

受託候補者と、選定された企画提案内容をもとに細部について神石高原町と協議し、契約締結について交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点受託候補者と契約締結について交渉する。

(2) 契約内容

協議により仕様内容を確定し、改めて提出された見積書を再度精査のうえ、随意契約により契約手続きを行う。

1.7 その他

(1) 当案件を通じて知り得た機密事項については、選定の如何にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

(2) 企画提案に必要な経費は、すべて企画提案参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等、書類は一切返却しない。また、提出後の書類の差し替えや修正、再提出等は一切認めない。

(3) 成果品、その他提出物の一切の権利は神石高原町に属するものとする。

(4) 企画提案者が受託候補者の選定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当案件の参加資格を失うものとし、また、既に提出された企画提案は無効とする。

ア 「8 参加資格」に規定する要件を満たす者ではなくなった場合

イ 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した場合

ウ 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合

エ 審査の公平を害する行為等があった場合

オ その他、神石高原町が必要と認めた場合

1 8 提出・問い合わせ先

広島県神石郡神石高原町役場 健康衛生課

住所：〒720－1522 広島県神石郡神石高原町小島 1701

電話：0847－89－3366 FAX：0847－85－3541

E-mail：jk-kenko@town.jinsekikogen.hiroshima.jp